

R5. 12. 7 に文部科学省から周知のあった私立学校法施行令及び同法施行規則の改正案について

- 1 国における施行令等の改正見込時期とその後の県の改正スケジュール見込み
  - ・施行令、施行規則ともに、国の審査機関による審査に時間がかかっており、最遅の場合、令和6年4月以降の公布となる可能性もあるとのこと。
  - ・これに伴い、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）の改正も行う予定とのことであるが、その時期は上記施行令、施行規則の改正後に行う予定とのこと。
  - ・したがって、県が寄附行為の変更認可の審査基準について改正できるのは令和6年度以降となる可能性が高い。
  - ・国が今回の施行令や施行規則のイメージのように先行して情報提供があれば、その時点で周知等を行うこととしたい。
- 2 主な改正点（詳細は別添資料のとおり）
  - 【施行令】
    - i 評議員会の招集通知のデジタル化
    - ii 大臣所轄学校法人等の基準
    - iii 常勤監事をおかなければならない法人の基準
    - iv その他
      - ・学校法人は、理事及び監事の就任又は退任した場合に加えて、評議員及び会計監査人が就任又は退任した場合も届出が必要となる。
  - 【施行規則】
    - i 子法人に関する規定の追加（11条）
    - ii 特別な利害関係の規定（12条）

「配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係」とは以下のものとする。

      - ① 事実婚である関係
      - ② 使用人である関係
      - ③ 金銭等を受け取り、生計を維持している関係
      - ④ ②、③の配偶者である関係
      - ⑤ ①～③の三親等以内の親族であって生計を一にする関係
    - iii 所轄庁への届出（59条）
      - ・理事、監事のみならず、評議員及び会計監査人の就任・退任の際にも、所轄庁への届出が必要。届出書には、資格・構成に関する要件が確認できる書類を添付するものとする。
    - iv 評議員会の決議が必要となる寄附行為変更（52条）
      - ・大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議が必要となる寄附行為変更は、以下の事項に関する変更とする。
        - ① 目的、② 名称、③ 設置する私立学校や学部等の名称等（届出事項を除く。）
        - ④ 理事の定数、任期、選解任、理事長の選定等、⑤ 監事の定数、任期、選解任等
        - ⑥ 評議員の定数、任期、選解任等、⑦ 理事会及び評議員会の決議
        - ⑧ 理事選任機関の構成、運営等、⑨ 収益事業の種類等、⑩ 解散
        - ⑪ 寄附行為の変更（※寄附行為変更をする際の要件や手続に関する規定のこと）
      - v その他
        - ・学校法人の業務の適性を確保するための体制（第13条）
        - ・理事会議事録、評議員議事録の作成方法（第15条、第22条）
        - ・監査報告・会計監査報告・事業報告書の作成方法、計算書類・事業報告書等の監査の方法（第5章）

⇒ 従って、関係法令及び基準の整備（最遅だと令和6年度初め頃）を待ってから検討を始めると、理事会・評議員会に寄附行為の文案を諮問できる時期が限定されることから、本研修会の資料を用いて、今年度内及び来年度最初の理事会・評議員会において、変更後の寄附行為の文案について検討いただき、関係法令の整備後に必要な微修正を行うだけで変更認可申請ができるよう、各法人において御準備願いたい。